



認め合い 支え合う 社会へ。

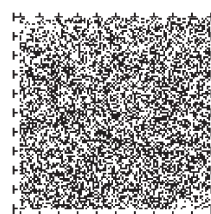
.....
みんなのための
人権ハンドブック
.....

一人ひとりみんな違って、みんな大切。
聞こう、話そう、そして知ろう、人権のこと。



音声コードについて

この冊子には、音声コードが各ページ(奇数ページ左下、偶数ページ右下)に印刷されています。専用アプリ(Uni-Voice)で読み取ると記録されている情報を音声で聞くことができます。



(Uni-Voice)

令和8年3月改訂



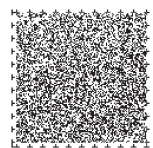
全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている理念であり、基本的人権を保障している日本国憲法の理念とするところです。

しかしながら、部落差別をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向及び性自認等に関する人権問題が依然として存在しており、さらに、インターネット上の^{ひぼう}誹謗中傷、感染症等に関する差別や偏見など様々な人権問題が生じています。

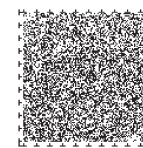
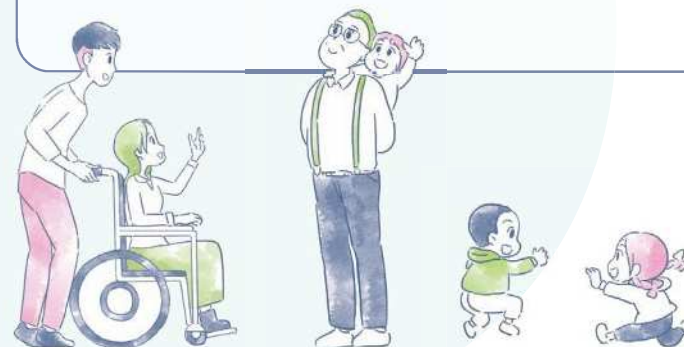
一人一人があらゆる差別は許されないという認識の下、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解するとともに、人々の多様な在り方を認め合うことが重要です。個人の尊厳や多様性が尊重され、あらゆる差別を生み出さない社会の実現は、私たち県民の願いです。

鹿児島県人権尊重の社会づくり条例(R4.3.11施行)前文より抜粋



目次

03 『鹿児島県人権尊重の社会づくり条例』の概要	24 性的指向・性自認
05 女性の人権	27 インターネット社会における人権問題
07 子どもの人権	28 災害時の人権問題
09 高齢者の人権	29 その他の人権問題
11 障害者の人権	31 SDGsと人権
13 同和問題(部落差別)	32 ビジネスと人権
15 外国人の人権	33 鹿児島県人権尊重の社会づくり条例全文
17 HIV感染者等の人権	34 鹿児島県人権教育・啓発基本計画の概要
18 ハンセン病元患者等の人権	35 人権に関する月間・週間・記念日
19 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題	36 講師派遣／DVD貸出／人権ライブラリ
21 犯罪被害者等の人権	37 人権に関する主な相談窓口
23 北朝鮮当局による拉致問題等	



『鹿児島県人権尊重の社会づくり条例』の概要

昨今、部落差別をはじめ、女性、いじめや虐待等の子どもの人権問題に加え、インターネットによる人権侵害や、外国人に対する人権侵害など、社会情勢の変化に伴う様々な人権問題が発生しており、さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う偏見・差別、誹謗中傷などが社会問題となっています。

こうした状況を踏まえ、県、県民、事業者が連携を図りながら、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指すために、「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。(令和4年3月11日公布・施行)

条例の目的は？(第1条)

人権尊重の社会づくりについて、県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的に推進し、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。

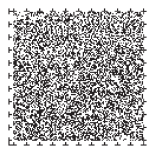
県の責務(第2条)

- 人権尊重の視点に立って県行政の施策に取り組みます。
- 人権施策を積極的に推進します。
- 人権施策の推進に当たっては、国、市町村、関係団体と連携します。

県民・事業者の責務(第3条)

- 自ら人権に対する理解を深めるよう努めます。
- 県が実施する人権施策に協力するよう努めます。

相互に連携



条例の主な内容は？

差別のない社会づくりに向けた取り組み(第5条)

県は、あらゆる差別の解消に向けて、県民、事業者と連携協力しながら、差別のない社会づくりの推進に取り組んでまいります。

そのためには、県民一人一人があらゆる差別は許されないという認識の下、自分の人権だけでなく、他人の人権について正しく理解し、多様な在り方を認め合うことが大切です。

人権施策の総合的な推進を図るための基本的計画の策定(第6条)

県の人権施策は、「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」(平成16年策定)に基づき推進してきたところですが、この基本計画を、条例で定める基本的な計画とみなして、人権施策の総合的な推進を図ります。

「鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会」の設置(第7条)

全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けた取組について、人権施策を総合的に推進するため、「鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会」を設置します。

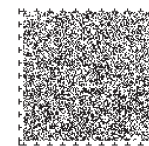
市町村への要請及び支援(第4条)

- 市町村の人権施策の促進に資するため、
- 県は市町村の人権施策の策定・実施、及び県の人権施策への協力を求めます。
 - 県は市町村の人権施策に、情報の提供などの支援を行います。

県では、県民の皆様の人権問題 への知識や理解を深めるための取組(地域の研修や企業における職場研修への講師派遣等)を実施しています。

地域や企業における人権同和問題研修の実施や、県、市町村等が実施する講演会、研修会、啓発活動等への積極的な参加をお願いします。

協力します！



女性の人権



→ 仕事も家庭も、ともに責任を分かち合って

「男は仕事、女は家庭」と性別で役割分担を決めつけていませんか？
仕事も、家庭の家事、育児、介護も協力し、共に担っていきましょう。

→ 子どもの頃から男女共同参画の理解を深める学びを

最も身近な人権問題について当事者意識を持って考える男女共同参画の学習機会を、学校、家庭、地域が連携して提供することで、子どもたちの人権意識や男女平等意識を育みましょう。

→ 女性に対するあらゆる暴力の根絶を

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪等の背景には、男女の経済力や社会的地位の格差、女性に対する差別意識があります。暴力を許さない意識の醸成や被害者の支援が必要です。

パープルリボン運動

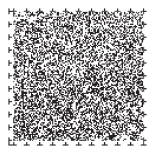
1994年にアメリカで始まった「女性に対する暴力根絶の運動」です。
県では、毎年11月12日～25日に重点的な啓発活動を行っています。



デートDV(交際相手からの暴力)について

デートDVは、恋人同士の間で起きる暴力です。配偶者からの暴力と同様、殴る・蹴ると行った身体的な暴力だけでなく、暴言を吐く、デートの費用を全て出させる、性行為を強要する、交友関係を著しく制約するなどの精神的、性的、社会的暴力も含まれます。

CHECK



「女だから。男だから。」でくられない、
自分らしさを大切に出来る社会へ。

→ あらゆる分野にもっと女性の参画を

議会議員や職場の管理職、地域の役員等に女性が少ないことから、政策や社会経済活動に女性の意見や状況を反映するため、女性の参画・登用を進めましょう。

→ 女性が能力を発揮できる職場環境を

男女で雇用の機会や形態、仕事内容、賃金、昇格に格差が存在します。
女性が能力を発揮し、安心していきいきと働くことができる環境を、職場をはじめ社会全体で作っていきましょう。

DV、夫婦、家族問題等に関する相談機関

《県男女共同参画センター相談室(相談無料)》カクイックス交流センター内

- | | | |
|----------|-----------------------------------|--|
| 一般
相談 | ● 電話相談 | ☎099-221-6630 |
| | ● 面談相談 | 要予約 |
| | ● 受付時間 | 水～日曜日 9:00～17:00
休館日翌日 9:00～20:00 |
| | ● 休館日 | 月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日の火曜日)
年末年始(12/29～1/3) |
| | 女性に限らず、性別に起因する悩みや問題について相談を受けています。 | |

県では、SNSによるDV相談窓口「With You」を開設しています。
相談時間等の詳細は、こちらから

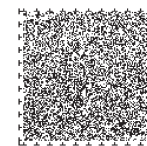
With you
鹿児島県DV相談



公式ホームページ



公式LINEアカウント



子どもの人権



→ 一人の人間として

子どもも大人と同じように、人権を持つ一人の人間です。全ての子どもが安全・安心な生活を確保され、健やかに成長できるよう、社会全体で子どもを見守り、支援を行う必要があります。

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。
1989(平成元)年に国連総会で採択され、日本は1994(平成6)年に批准しました。

CHECK

4つの原則

- **生きる権利**
住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること
- **育つ権利**
勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
- **守られる権利**
紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- **参加する権利**
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

※日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

→ 社会全体で児童虐待を防止しよう

児童虐待は、子どもの心や体を傷つけ、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。鹿児島県においても、児童虐待の通告相談件数は近年一貫して増加しています。

発生予防や早期発見のためには、社会全体がこの問題に関心を持ち、子どもや家族に対して支援を行うことが必要です。

児童虐待とは…

CHECK

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

性的虐待

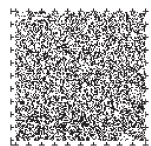
子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前DV) など



子ども達の夢と希望にあふれる健やかな成長を
みんなであたたく見守ろう。

→ いじめをさせない、見逃さない

いじめは、いじめを受けた子どもにとって、友人との触れ合いを通じて自由に成長していく権利や教育を受ける権利を侵害するものです。

いじめは、誰にでも、どこでも起こりえます。子どもがいじめの被害者、または加害者になっていないか、小さな変化やSOSを周りの大人がしっかりと受けとめ、早期に対応することが大切です。

→ 体罰によらない子育てを

体罰や大声での叱責によって子どもを従わせることができたとしても、それは恐怖によるものであり、子どもが自ら考えて行動した姿ではありません。体罰は子どもの心身に深刻なダメージを与えるのみならず、場合によっては力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為に向かうおそれがあります。

保護者やその周りの人、教育現場、子育て支援に関わる人など、子どもに関わる全ての人が「体罰等によらない子育て」について理解し、広げていくことが大切です。

→ 子どもの性的被害を防ごう

性的虐待、性犯罪、児童買春、児童ポルノなどによる子どもの性的被害は、子どもの心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為です。

子どもを守るため、性的被害の危険性を教えること、フィルタリングなどインターネット上の有害な情報から子どもを守る対策を行うこと、子どもの異変やSOSにいち早く気が付くことが大切です。

児童相談所相談窓口

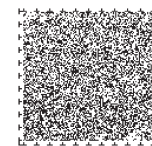
- 最寄りの児童相談所に繋がります。 ● 匿名でも通告・相談できます。
- 通告・相談した人のことや内容に関する秘匿情報は厳守されます。 ※一部のIP電話は繋がりません。

《児童相談所虐待対応ダイヤル(通話料無料)》 ☎ #189

「虐待かも…」と思ったら、すぐにお電話ください。あなたの電話で、守れる命があります。

《相談専用ダイヤル》 ☎ 0120-189-783 (通話料無料)

自身が出産や子育てに悩んだら、あるいは子育てに悩む人がいたら、ご相談ください。



高齢者の人権



→ 高齢化に対応した社会づくり・地域づくり

鹿児島県は人口の約3割が65歳以上で、全国に先行して高齢化が進んでいます。高齢者が医療・介護・日常生活などの必要なサービスや支援を受けられ、安心・安全に暮らせる社会づくりが必要です。

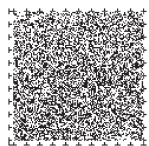
また、住民同士が気軽に交流できる居場所をつくるなど、地域で見守り、支え合うことで、高齢者の孤立を防ぎましょう。

→ 認知症に対する正しい理解を

認知症とは、さまざまな原因で起きた脳の障害により、記憶や判断力などの認知機能が持続的に低下し、日常生活や社会生活に支障をきたしている状態をいいます。

認知症が進行すると日常生活の動作が困難になるほか、言葉で自分の意思を表しにくくなりますが、周囲の関わり方や安心できる環境であれば、本来のその人らしさや能力を発揮できます。

社会全体が認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を支援することが重要です。



高齢者は人生の大先輩。
安心・安全でいきいきと暮らせる地域づくりを
みんなの手で。



→ 悪質商法や詐欺から高齢者を守りましょう

悪質業者等は、様々な手段で高齢者を狙っています。被害防止のため、家族だけでなく、地域における見守りが大切です。地域で連携して見守りネットワークづくりを進めましょう。

→ 高齢者への虐待を防止しましょう

高齢者は家庭や施設で虐待を受けていることがあります。背景には、高齢者本人や家族の病気、経済的困窮、介護負担など様々な要因があります。

未然に防ぐためには、周囲で声をかけあい、高齢者とその家族等が孤立しないように見守ることが大切です。

高齢者虐待について相談したいときは、市町村担当窓口や地域包括支援センターに連絡してください。

CHECK 高齢者虐待の 類型

- 身体的虐待
- 心理的虐待
- 経済的虐待
- 性的虐待
- 介護・世話の放棄・放任

→ 高齢者は経験豊富な人生の大先輩

高齢者に敬意の念を持ち、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識を仕事や地域づくりで活かせるよう、出番や居場所をつくりましょう。

高齢者の生活を支える相談窓口

● 地域包括支援センター 《認知症・若年性認知症に関する相談窓口》

高齢者の皆さんが、いつまでも健やかに住み慣れた地域で生活できるよう、保健・医療・介護・福祉等の総合的な相談窓口として設置されています。詳しくは市町村までお問い合わせください。

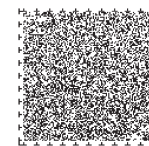
● 認知症 ☎099-257-3887

● 若年性認知症 ☎099-251-4010

<https://www.pref.kagoshima.jp/>

健康・福祉 → 地域包括ケア

→ 認知症 → 認知症に関する相談窓口



障害者の人権



→ 共生社会の実現のために

障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重され、安心して暮らすことのできる共生社会を実現するためには、障害のある人に対する福祉サービスを充実するとともに、社会全体に「障害のある人もない人も共に地域社会で生きる」という意識を育むことが必要です。

障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例
県では、条例に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進しています。

→ 障害は他人事ではない

障害のある人とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）やその他心身の機能等に障害があり、障害及び社会的障壁によって生活に制限を受ける状態にある人をいいます。

日本には身体障害者約423万人、知的障害者約126万8千人、精神障害者約603万人が暮らしていて、国民の約9.3%に何らかの障害があるということになります（出典：令和7年版障害者白書）。誰もが障害と関わる可能性があり、決して他人事ではありません。自分にも関わる問題として障害のある人の人権を考えることが必要です。

「個人モデル」から「社会モデル」へ

CHECK

これまで、障害のある人が日常生活において制限を受けるのは「その人に障害があるから」であり、訓練やリハビリによって乗り越えるべきである（個人モデル）と考えられてきましたが、近年は「障害」はその人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるとする考えが浸透しています（社会モデル）。

CHECK

ヘルプマーク・ヘルプカード

外見から援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に支援を必要としていることを知らせることで、障害等の特性に応じた支援を受けやすくなるよう作成されたマークです。

ヘルプマーク



障害のある人も、ない人も、
正しい理解と必要な配慮で、
誰もが認め合い、支え合う共生社会へ。

→ 障害のある人への虐待を防止しましょう

障害のある人が、養護者や障害者福祉施設従事者等、使用者から虐待を受けることがあります。虐待は虐待を受ける人の尊厳を著しく傷つけるものであり、未然に防止することが最も重要です。

住民やあらゆる関係者は、障害のある人の人権、障害や障害者虐待に関して正しく理解する必要があります。また、障害のある人やその家族が孤立しないよう地域で支援を行ったり、福祉サービスの提供など養護者の負担軽減を図ることも必要です。

障害者虐待の類型

- 身体的虐待
- 性的虐待
- 心理的虐待
- 放棄・放置
- 経済的虐待

→ 障害のある人の社会参加の支援を

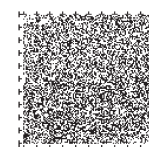
障害があっても、その障害に対する周囲の理解と配慮、支援により能力を活かした仕事に就き、地域で自立した生活を送ることが可能です。能力や可能性を最大限に活かした就労機会の拡大を図り、障害のある人の雇用・就業に積極的に取り組みましょう。

また、障害者スポーツや障害のある人の文化芸術活動など、障害のある人となない人が交流する場に参加することも、お互いを理解するきっかけになります。

CHECK

鹿児島県身障者用駐車場利用証制度

障害のある方や介護の必要な高齢の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に利用証を交付することで、身障者用駐車場を必要とする方が利用できるようにする制度です。



同和問題 (部落差別)



→ 同和問題(部落差別)とは？

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に厳しい環境を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けている、我が国固有の人権問題であり、早急に解決する必要があります。

偏見や差別によって起こっていること

CHECK

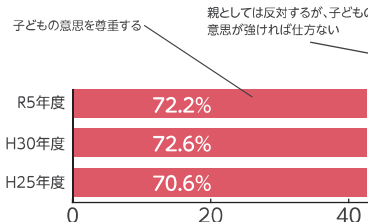
- 相手の親に、結婚を反対された。
- インターネット上に、特定の地域への差別を助長する悪質な書き込みがあった。
- 友人から、「お母さんから「あそこの人たちと遊んではいけない」と言われたので遊べない。」と言われた。
- 飛び出し注意の看板やロードミラーなどに、悪質で差別的な落書きがされていた。
- 電話のやり取りの中で、住んでいる地区と名前を聞かれたので答えたところ、出自についての誹謗中傷を受けた。

→ 正しい理解を深め偏見や差別をなくす行動を

学校や家庭、地域、職場で同和問題(部落差別)について繰り返し学習することにより、一人ひとりが正しい知識を身に付け、偏見や差別を許さない行動をとることが大切です。

人権についての県民意識調査

あなたのお子さんが結婚しようとする相手が「同和問題(部落差別)」を受けている地区の出身、あるいは現在も住んでいると分かった場合、あなたはどうしますか。



正しい理解を深めることで意識が変わる。
偏見や差別を許さない行動が社会を変える。



→ プライバシーを侵害しないために

個人の氏名や家族構成、出身地等の個人情報を本人の許可なく第三者に知らせたり、公表したりすることは、個人のプライバシーを侵害する行為であり、決して行ってはいけません。

事前登録型本人通知制度

CHECK

住民票の写し等の不正請求や不正取得の防止を目的として、本人以外に住民票の写し等が交付された場合に市町村から本人に通知される制度です。鹿児島県内では11市町で実施しています(令和7年5月現在)。

CHECK

部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年施行)

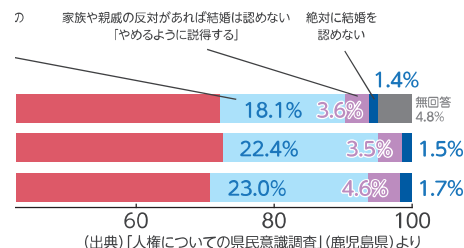
現在もなお部落差別が存在することを明記した上で、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とした法律です。

【用語を正しく使おう】

「同和」という表現は 古くからある「同胞融和」あるいは「同胞一和」、「同胞諧和」という用語から生まれたもので、その意味は、家柄、門地、血筋あるいは社会的身分の別なく、国民は等しく慈しみあわなければならないという発想に基づくものと言われています。

戦後になって「同和問題」、「同和地区」、「同和对策事業」など、行政上の用語として定着しました。

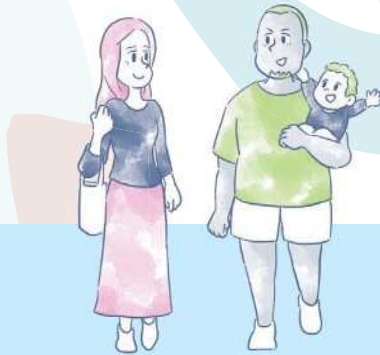
一方で、単独で使用する「同和」という用語は、極めて差別的な意味合いで使われてきた歴史的経緯があります。意味を正しく理解した上で、「同和問題」など、省略せずに使用することが大切です。



令和5年度の調査では、2割強の人が何らかの形で結婚に反対すると回答しています。身近なこととなると、誤った知識や偏見に左右されてしまいます。

(出典)「人権についての県民意識調査」(鹿児島県)より

外国人の人権



→ 国際社会の一員として

鹿児島県でも多くの外国人の方が生活しています。国際化が進む一方で、外国人であることを理由にアパートへの入居や公衆浴場での入浴を拒否するなどの問題も発生しています。

日本人と外国人が、お互いの文化的な違いを認め合いながら共に生きていく、多文化共生の社会を目指しましょう。

鹿児島県内の在留外国人数の推移

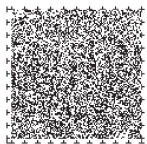
CHECK

昭和55年	平成元年	平成10年	平成20年	平成30年	令和6年
1,359人	2,026人	3,800人	5,713人	10,547人	18,972人

【出典：在留外国人統計（法務省）】

平成20年までは外国人登録者数。平成30年以降は在留外国人数を掲載しており、それぞれの対象範囲が異なるため、単純に数値を比較することはできません。

外国語による人権相談



法務省の人権擁護機関が設置した、日本語を自由に話すことの困難な外国人のため、10言語に対応した人権相談窓口です。

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

生まれた国や言葉は違っても
同じ地球に暮らす仲間だね。

→ 安心して働き、生活できる環境を

就労や技能実習のため来日した外国人に対する適正な雇用や、日本で生活する外国人に対する生活や防災等の情報提供など、外国人が安心して働き、生活することができるよう、職場や地域の環境をつくっていく必要があります。

→ 差別的な言動は許されません

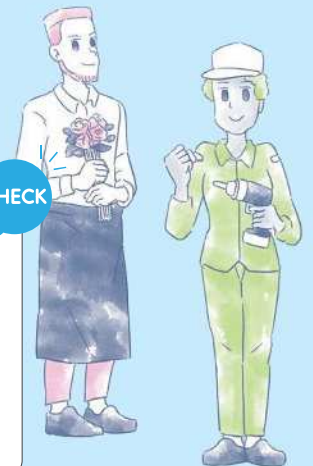
特定の人種や出身国、民族であることを理由とした攻撃、脅迫、侮辱するヘイトスピーチなどの差別的言動は、決して許されるものではありません。

本邦外出身者に対する不当な差別的 言動の解消に向けた取組の推進に 関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

（平成28年施行）

特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進することを目的とした法律です。

CHECK



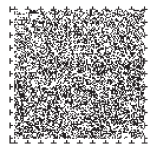
《外国語インターネット人権相談》

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>



《外国語人権相談ダイヤル（全国共通）》

☎ 0570-090911 平日（年末年始を除く）9:00～17:00
（最寄りの法務局・地方法務局につながります。）



HIV感染者等 の人権

レッドリボン



エイズとともに生きる人々を差別せず、
理解と支援をする意志を示すシンボル。
鹿児島県では、12月1日の世界エイズデーを
中心とする1か月を「鹿児島レッドリボン月間」
と定め、正しい知識の普及や啓発に
努めています。

→ 病気への正しい理解を

患者や感染者の方は、差別的な言動をされたり、就職や職場で不当な扱いを受けることがあります。HIVは感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。

最近は治療法の開発が進み、感染を早期発見し、早期治療することでエイズの発症を抑えることができるようになっていきます。誰もが病気を正しく理解し、HIV感染者等が安心して生活できる環境をつくっていきましょう。

HIV/エイズへの誤解

HIV/エイズは身近な感染症です。日本は毎年約1,000件の新規報告があります。病気の恐ろしさのみが強調されたことから、人々の間に誤解や偏見が生じました。HIV感染を理由に職場の採用取り消しや診療拒否などの人権侵害が起きています。

CHECK

→ 安心して生活・治療ができる環境を

HIVに感染しても、適切な治療を継続することで発症を抑えながら通常の生活を送ることができます。

患者や感染者の方が治療に専念できるよう周囲の理解とサポートが必要です。

相談・検査連絡先

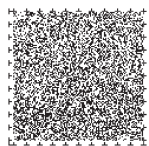
検査を受けるには、事前の電話予約が必要です。

《県内保健所》

毎週月～金曜日、保健所で検査実施日時が異なります。
エイズの相談・検査は、プライバシー保護のために匿名で受けることができ、1時間程度で検査結果が分かります。

《鹿児島市保健所中央保健センター》

毎週火曜日(13:30～15:00)毎月第3木曜日(17:30～19:00)



ハンセン病元患者等の人権

→ 病気への正しい理解を

ハンセン病は感染力が非常に弱く、感染しても発症することはまれで、早期発見・治療で完治します。また、遺伝病ではありません。

ハンセン病の歴史

昭和6年の「^{らい}癩予防法」の制定によって、ハンセン病患者を強制的に療養所に収容する隔離政策がとられ、患者は療養所から出ることや家族と暮らすこと、子どもを生むことが許されませんでした。

その後、ハンセン病は解明され、治療法が確立されたにもかかわらず、平成8年の「らい予防法」廃止まで、長年にわたり隔離政策が続き、患者やその家族は深刻な偏見や差別を受け続けました。

CHECK

→ 今なお残る偏見や差別をなくしていくために

元患者は、高齢で身寄りがないことや、長期間にわたり社会との交流を断たれてきたこと、ハンセン病に対する偏見や差別が今なお根強く残っていることから、療養所にとどまる人が少なくありません。入所者が療養所や地域の中で安心して暮らせるように、ハンセン病に対する偏見や差別をなくしていくことが必要です。

歴史と今を語り継ぐ

ハンセン病元患者の方々による講演活動等が各地で行われています。また、鹿児島県では、県内にある療養所(星塚敬愛園・奄美和光園)への親子訪問事業等を行い、入所者の方々と交流を重ねています。

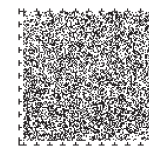
ハンセン病に対する偏見と差別を解消するため、その歴史と今を語り継いでいくことが必要です。

CHECK

らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日

厚生労働省では、平成21年度から、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の施行日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、追悼、慰霊及び名誉回復の行事を実施しています。

令和元年に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行、令和6年に改正され、対象となるハンセン病元患者の家族に国から補償金が支給されます。《請求期限:令和11年11月21日》



新型コロナウイルス感染症 に関する人権問題

→ 何が起きたか

2020年に感染が世界に拡大した新型コロナウイルス感染症は、多くの人の生命を脅かし、感染者やその家族、医療関係者、エッセンシャルワーカー、海外渡航者に対する差別や偏見を生み出しました。また、ワクチン接種を受けない人に対する差別・偏見も起きています。

偏見・差別等の実態

CHECK

- 医療機関・介護施設やその従事者、家族等への差別的な言動
 - ・感染者が発生した医療機関及び医療従事者等に対する誹謗中傷、暴言、苦情、職員への嫌がらせ
 - ・医療従事者等の子どもに対するいじめや一部の保育所等での登園拒否 等
- 学校や学校関係者等への差別的な言動
- 勤務先に関連する差別的な言動
 - ・検査陽性を理由とする雇止め
 - ・家族の入院した医療機関に感染者が入院している等による、勤務先からの検査や出勤停止の要請 等
- インターネットやSNS上での差別的な言動
 - ・感染者や家族の勤務先・行動履歴等のSNS上での暴露、誤情報の拡散等
- 職業・国籍を理由にした誹謗中傷、県外居住者や県外ナンバー所有者への差別的な言動等
 - ※陰口や悪口から権利侵害に該当し損害賠償や刑事罰等の法的制裁の対象となる違法行為まで、様々なレベルが存在。
- 個人に関連する情報を含む詳細な報道
 - ・感染者と濃厚接触者の人物関係の図示、感染者の職業や詳細な行動履歴、子の通う学校名の報道等【出典：偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ これまでの議論のとりまとめ(概要) (R2.11)】
- 新型コロナワクチン非接種者への差別的な言動
 - ・接種の強制、職場や学校などでの不利益の取扱い、医療機関での診療拒否 等

《新型コロナウイルス感染症に関連して
－差別や偏見をなくしましょう－(法務省)》

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html



差別や偏見をなくす第一歩は、 病気を正しく理解することから

→ コロナ対策のつもりが過剰な反応になっていませんか？

●医療従事者やエッセンシャルワーカーとその家族への差別や偏見

医療従事者やその家族に対する、必要なサービスの提供拒否、行事への参加拒否など様々な問題のある事例が全国で起こっています。また、社会生活の維持に欠かせない業務に携わる人々への差別の事例も多く発生しています。医療従事者やエッセンシャルワーカーに感謝の気持ちを持って接し、むしろエールを送りましょう。

●感染者とその家族への差別や偏見

感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり非難したりする差別や偏見が生まれています。中にはプライバシーなどの人権を侵害しかねない事例も見られます。ウイルスには気を付けても誰でも感染する可能性があります。相手の立場に立って、正しい知識をもとに、感染者とその家族に思いやりを持って接しましょう。

●思い込み、過剰な反応による差別や偏見

特定の症状というだけで感染を決めつけてしまったり、あるいは感染者と同じ大学、同じ地域の居住者というだけで差別・偏見の対象となることがあります。思い込みを捨てて正しい情報を確認し、科学的根拠の乏しい過剰な反応は控え、冷静に行動するようにしましょう。

●新型コロナワクチンの接種を受けていない人への差別や偏見

新型コロナワクチンの接種は強制ではありません。病気など様々な事情で接種を受けることができない人、受けることに注意が必要な人がいます。接種を受けていないことを理由に差別的な扱いを受けたという相談も多く寄せられています。それぞれの事情に配慮した感染対策を考えましょう。

【「法務省・全国人権擁護委員連合会リーフレット」から抜粋】



《新型コロナウイルス感染症総合サイト(鹿児島県)》

<https://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/covid19/index.html>

《新型コロナウイルス感染症対策(内閣官房)》

<https://corona.go.jp/>



《新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省)》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

